

長野県希少野生動植物保護条例の規定により指定された希少野生動植物

大塚孝一・尾関雅章（長野県環境保全研究所）・棚秋隆哉（長野県生活環境部自然保護課；現所属、松本地方事務所）

Koichi Otsuka, Masaaki Ozeki and Takaya Tochiaki: Rare plants and animals designated according to the prefectural regulation of Nagano for the conservation of rare plants and animals.

レッドデータブックの作成

現在、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされている。絶滅のおそれのある動植物をまとめた「レッドデータブック」は、1966年に国際自然保護連合(IUCN)により最初に刊行され、それ以後欧米各国で、また、日本では1989年に(財)世界自然保護基金日本委員会と(財)日本自然保護協会による「わが国における保護上重要な植物種の現状」が刊行された。その後、環境庁(現環境省)が1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)脊椎動物・無脊椎動物編」を刊行し、以後、各分類群について作成されてきた(環境省 2000; 長野県 2002)。その後、各都道府県でもレッドデータブックの作成がなされている。

長野県でも、野生動植物の現状を明らかにするため、平成10年(1998年)度から長野県版レッドデータブック作成委員会を組織し、「長野県版レッドデータブック」の作成を進めてきた。そして、2002年3月に維管束植物編が刊行された(長野県 2002)。この中で、絶滅のおそれのある維管束植物の種類数は759種類で、県内に自生する在来植物2,979種(清水監修 1997)の約25%に及ぶことが明らかになっている。カテゴリー区分とその種類数は、絶滅が31、絶滅危惧ⅠA類が280、絶滅危惧ⅠB類が224、絶滅危惧Ⅱ類が136、準絶滅危惧が119で、絶滅危惧種は計759種類である。このうち、絶滅とされた種類の中で、ホソバノシバナについては、2003年8月牟礼村においてその自生が確認されている(大塚・尾関 2004)。動物編については、2003年3月にレッドリスト(555種が掲載)が公表され、平成16年(2004年)度にレッドデータブックが発行される。

植物の減少あるいは絶滅の原因として最も多

かった要因は、湿地の開発や土地造成などの「開発行為」で全体の約20%を占める。続いて、これまで人為的に管理されていた草原や二次林などの荒廃に伴う「自然遷移」、高山帯や高層湿原などの限られた生育環境の変化による「産地極限」がそれぞれ18%を占めている。また、園芸採取や踏み付けといった人為による直接的な影響も主要因となっている(長野県 2002)。

希少野生動植物の保護

長野県(2003)は希少野生動植物を保護するため、平成15年(2003年)3月に「長野県希少野生動植物保護条例」を制定した。ここでは、一定の希少野生動植物の捕獲・採取の規制、販売・流通の規制、開発行為からの生息地等の保護、種や生息地等の保護回復、監視・指導体制の強化などが規定されている(表1)。

この条例の規定に基づき、平成16年(2004年)2月に「指定希少野生動植物」としてセンジョウデンダ等52種の植物が指定された(表2; 長野県 2004)。種の選定にあたっては、長野県希少野生動植物保護対策委員会の植物専門小委員会において、候補種を選定した。小委員会委員として、長野県植物研究会会員の土田勝義(小委員会委員長)、松田行雄、中山洸、横内文人、菅原敬の各氏が参画した。「指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるもので、このうち、特に緊急に保護を図る必要があるものは「特別指定希少野生動植物」として指定される。ヤシヤイノデ等の14種は「特別指定希少野生動植物」で、捕獲・採取については原則禁止、譲渡・譲受については届出が必要となる(表3)。指定希少野生動植物については、捕獲・採取については届出が必要となり、一定の制限がなされる。届出の様

式等は、長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年12月25日制定）を参照していたきたい。今回は植物のみの指定であるが、動物についてはレッドデータブックの動物編が発行され、現状が明らかになったところで平成16年度に指定される予定である。

「長野県希少野生動植物保護条例」では、希少野生動植物の保護は県民の責務であるとしており、絶滅に瀕している動植物を後世に伝えていくことが大切である。このため、この条例への理解と指定された種類の保護活動につながるようお願いしたい。なお、指定にかかわらず種の多様性として大切であることも認識していただければ幸いである。

引用文献

- 環境省編（2000）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物，レッドデータブック8，植物Ⅰ（維管束植物）
- 長野県（2002）長野県版レッドデータブック-維管束植物編 297pp.
- 長野県（2003）長野県希少野生動植物保護条例（平成15年3月24日長野県条例第32号）
- 長野県（2004）長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定（平成16年2月19日長野県告示第78号）
- 大塚孝一・尾関雅章（2004）長野県北部牟礼村で自生が確認されたホソバノシバナ（シバナ科）、長野県自然保護研究所紀要第7巻：41-43.
- 清水建美（監修）（1997）長野県植物誌 1735pp. 信濃毎日新聞社. 長野.

表1. 長野県希少野生動植物保護条例の構成

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 個体の取り扱いに関する規則

第1節 個体の所有者の義務等（第9条・第10条）

第2節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等の届出（第11条・第12条）

第3節 特別指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止（第13条－第16条）

第4節 特別指定希少野生動植物事業の規則（第17条－第20条）

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等（第21条・第22条）

第2節 生息地等保護区（第23条－第30条）

第4章 保護回復事業（第31条－第34条）

第5章 外来種に関する調査等（第35条）

第6章 施策の推進体制等（第36条－第39条）

第7章 雑則（第40条・第41条）

第8章 罰則（第42条－第46条）

附則

表 2. 指定希少野生動植物 52 種

指定希少野生動植物 (38種)	特別指定希少野生動植物 (14種)
センジョウデンダ (オシダ科)	ヤシヤイノデ (オシダ科)
トヨグチウラボシ (ウラボシ科)	ウロコノキシノブ (ウラボシ科)
カザグルマ (キンポウゲ科)	ツクモグサ (キンポウゲ科)
オキナグサ (キンポウゲ科)	トガクシソウ (メギ科)
シラネアオイ (キンポウゲ科)	タデスミレ (スミレ科)
エンビセンノウ (ナデシコ科)	シナノコザクラ (サクラソウ科)
ヤマシャクヤク (ボタン科)	コマウスユキソウ (キク科)
ベニバナヤマシャクヤク (ボタン科)	アツモリソウ (ラン科)
サクラソウ (サクラソウ科)	ホテイアツモリソウ (ラン科)
コイワザクラ (サクラソウ科)	クマガイソウ (ラン科)
クモイコザクラ (サクラソウ科)	イワチドリ (ラン科)
シラヒゲソウ (ユキノシタ科)	キンラン (ラン科)
タヌキマメ (マメ科)	ヒメホテイラン (ラン科)
ハナノキ (カエデ科)	ホテイラン (ラン科)
ルリソウ (ムラサキ科)	
ツキヌキソウ (スイカズラ科)	
ツツザキヤマジノギク (キク科)	
ヤマタバコ (キク科)	
ホソバノシバナ (シバナ科)	
ヒメカイウ (サトイモ科)	
ウラシマソウ (サトイモ科)	
シライトソウ (ユリ科)	
ミカワバイケイソウ (ユリ科)	
ササユリ (ユリ科)	
ヤマユリ (ユリ科)	
ハナゼキショウ (ユリ科)	
ヒメシャガ (アヤメ科)	
コアツモリソウ (ラン科)	
キバナアツモリソウ (ラン科)	
サギソウ (ラン科)	
ミズチドリ (ラン科)	
トキソウ (ラン科)	
ヤクシマヒメアリドオシラン (ラン科)	
サワラン (ラン科)	
キリガミネアサヒラン (ラン科)	
カヤラン (ラン科)	
モミラン (ラン科)	
ユウシュンラン (ラン科)	

表 3. 規制措置の概要.

区分	捕獲・採取	譲渡・譲受	生息又は生育の環境への影響 を及ぼす開発行為
指定希少 野生動植物	届出	規制なし	影響を低減するよう配慮する
特別指定希少 野生動植物	原則禁止	届出	影響を計画段階で回避する